

第5章

実現に向けた推進方策の検討

第5章 実現に向けた推進方策の検討

景観を構成する要素は、公共が有する領域だけでなく、市民・事業者が有する私的な領域も含まれます。したがって、市民・事業者・市がそれぞれの立場を理解し合いながら、景観形成の推進方策を設定していく必要があります。

景観形成を効果的に推進していくためには、「市民・事業者・市の役割」を明確にするとともに、「景観形成を推進するための方策」が重要となります。

1. 市民・事業者・市の役割

印西市の特性を活かした良好な景観形成を推進するためには、市民・事業者・市が景観まちづくりの担い手として各役割を認識するとともに、互いに協力しながら、地域への愛着を持って、景観を守り、創り、育んでいく取組みが必要となります。市民・事業者・市の役割について以下に示します。

●市民の役割

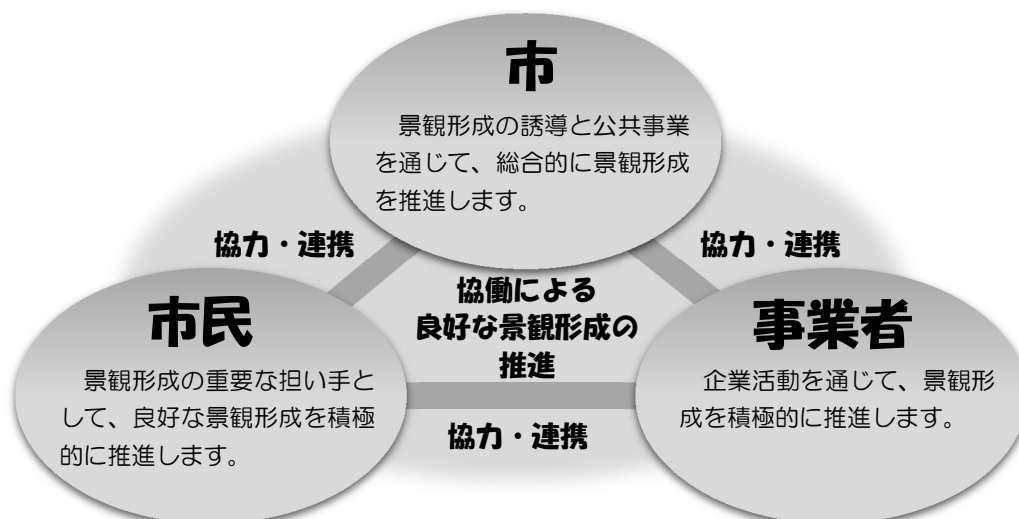
市民は、景観形成の重要な担い手として良好な景観が共有の財産となるよう守り育てていく役割を担っています。また、市が行う景観形成に関する施策に協力・連携するとともに、地域や団体等で積極的に良好な景観形成を目指した取組みを推進するものとします。

●事業者の役割

事業者は、市が行う景観形成に関する施策に協力・連携するとともに、企業活動を通じて、自ら積極的に良好な景観形成を目指した取組みを推進する役割を担っています。また、関連団体等においても、景観形成に配慮した取組みを推進するものとします。

●市の役割

市は、景観形成の総合的な推進を図る役割を担っており、推進の仕組みづくりや誘導、または公共事業による直接的な景観形成を積極的に推進します。また、国や県との連携・調整を図りながら景観形成を主体的に推進するとともに、市民・事業者が景観形成に係りやすいように様々な手法を検討し、活用を推進するものとします。



2. 景観形成の推進方策

良好な景観形成を推進していくためには、市民・事業者・市において取り組むべき方策が必要となります。このため推進方策として、景観法・制度の活用や市民及び事業者（以下、「市民等」）への啓発・支援、市民・事業者・市の協働による取組みについて列記します。ただし、これらは例示であり、これらの中から実現性が高く、より効果的なものから実施していくものとします。

（１）景観法・制度を活用した事業の推進

① 景観計画の策定、景観条例の制定

景観形成の基本目標に定める“みんなでつくる「自然」と「都市」がふれあう 美しいまち いんざい”を実現するためには、一定のルールのもとで景観形成を推進していく必要があります。次図のように、景観法に基づき印西市の景観形成の土台となる「景観計画」と、それを運用するための「景観条例」の関係を検討しながら、これらの策定と制定を行います。

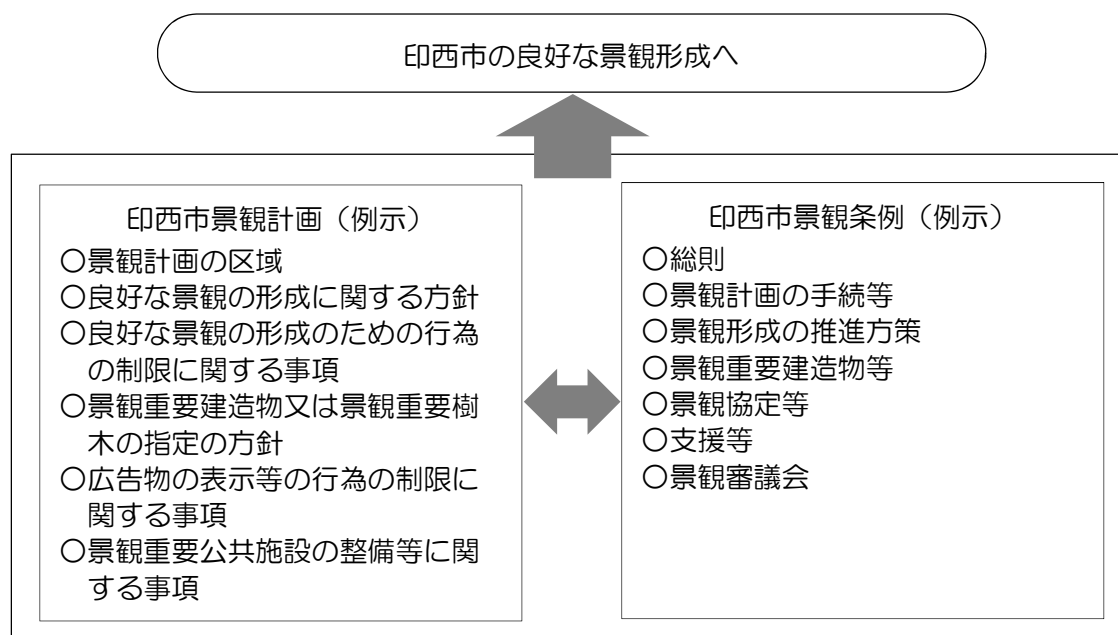
●景観計画の基本構成（例示）

景観計画は、景観法に基づき景観行政団体である印西市が定める計画です。基本構成として、「景観計画の区域」や「良好な景観の形成に関する方針」、「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」、「景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針」、「広告物の表示等の行為の制限に関する事項」、「景観重要公共施設の整備等に関する事項」などを明記します。

●景観条例の基本構成（例示）

景観条例は景観法のもとで本市の景観形成を進めるための自主的な条例です。基本構成として、目的や基本理念などの「総則」、景観計画の策定等や届出対象行為等、勧告又は命令などの「景観計画の手続等」、公共施設の景観ガイドラインや景観まちづくり組織などの「景観形成の推進方策」、景観計画等の諮問・答申などを行う「景観審議会」の条項を設定します。

【景観計画と景観条例の関係と基本構成】



② 景観形成重点地区の設定

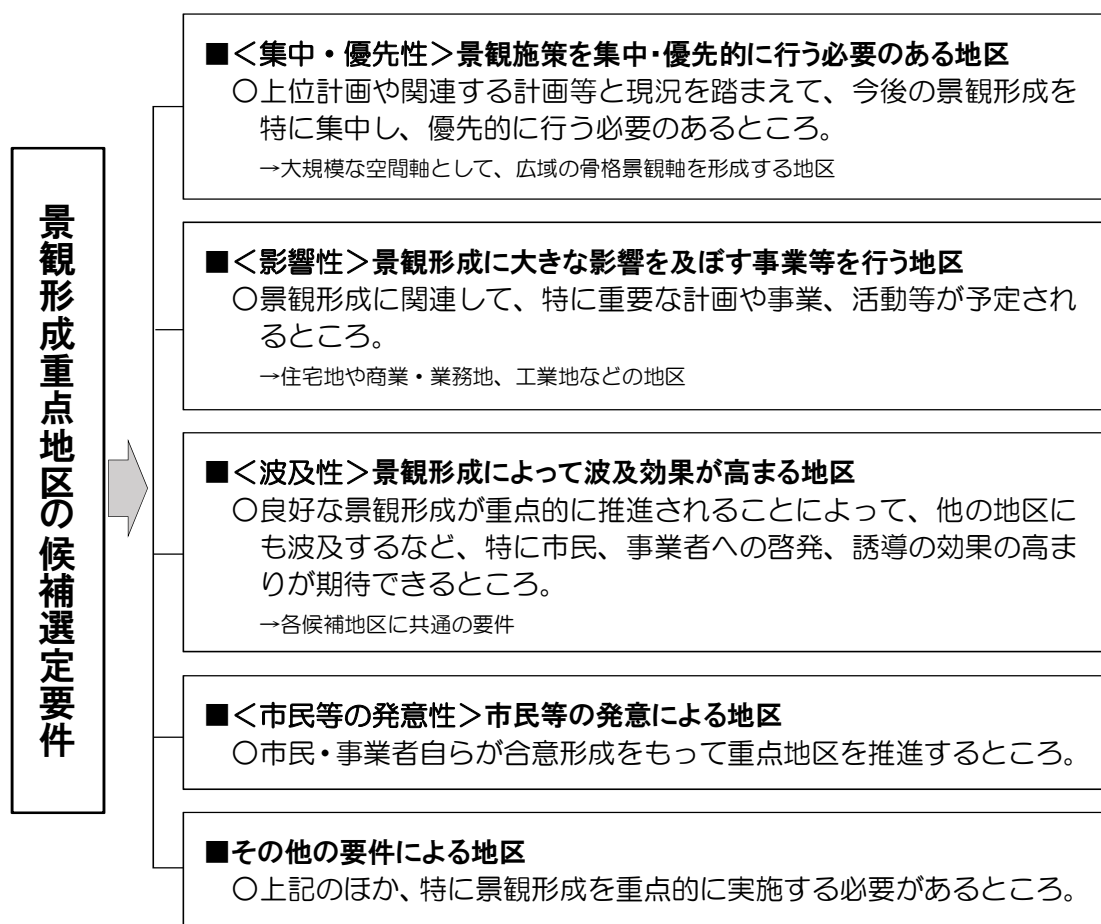
良好な景観形成に向けた施策を展開するため、市全域にわたって推進する景観形成のほか、特定の地区を定め景観形成の誘導や各種の事業及び活動を重点的、且つ先導的に行う「景観形成重点地区」の検討が重要です。

同重点地区は、市全域にわたって定める基準よりも、よりきめ細かな景観形成基準を定めることで、地区特性を活かした景観形成の誘導や各種事業及び活動を推進することができます。

今後の景観形成重点地区の「候補選定要件」を次のように例示します。

●景観形成重点地区の候補選定要件（例示）

景観形成重点地区の候補は、景観形成の集中・優先性や影響性、波及性、市民等の発意性などを選定要件として選出することとします。注）→は具体例を示す（以下同じ）。



■重点地区候補の例示（市民意見等）

市民意見等として挙げられた候補を次に示します。ただし、重点地区の候補は今後上記の候補選定要件に照らして検討することとなります。

- 水・里山：谷津、田園、印旛沼水辺、印旛捷水路、印西ぶらり川めぐり周辺、木下河岸、道作古墳群など
- 市街地：各駅前、ビジネスモールなど
- 道路軸：国道464号と北総線含む沿道（住居施設、商業施設）、三本の県道（主要地方道）、木下街道など
- 広域景観：高台からの見晴らしや遠景の展望などの視点場

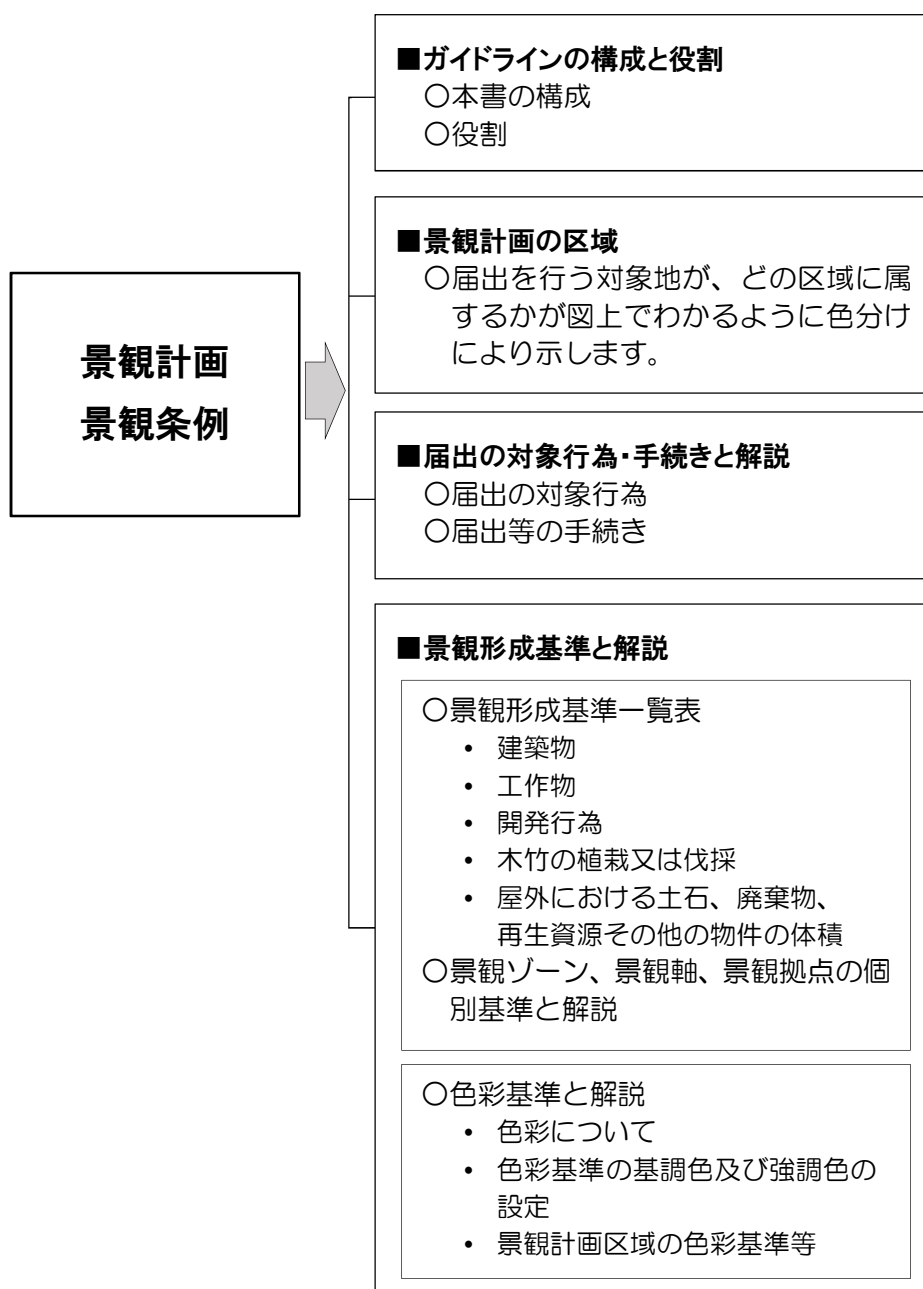
③ 民間施設に対する景観ガイドラインの策定

民間施設の事業者が、良好な景観形成を推進していくためには、景観計画に基づいて建築等を行っていく必要があります。そのためには、事業者に景観計画の内容をわかりやすく解説するためのガイドラインが必要となります。

このため、景観計画及び景観条例にもとづいて民間施設に対する景観ガイドラインの策定を行います。

●景観ガイドラインの基本構成（例示）

本ガイドラインは、「ガイドラインの構成と役割」や「景観計画の区域」、「届出の対象行為・手続きと解説」、「景観形成基準と解説」を基本構成として、次のような策定項目を例示します。



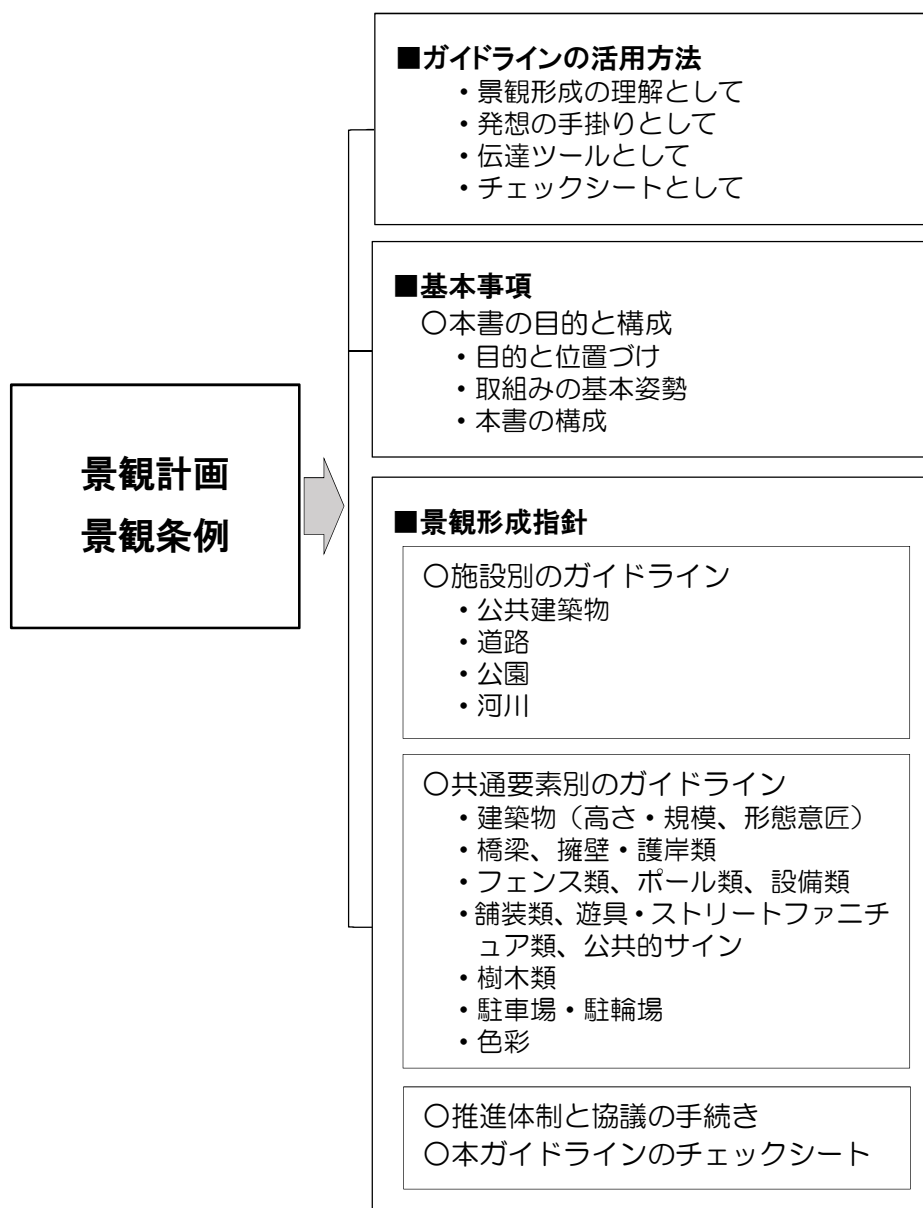
④ 公共施設に対する景観ガイドラインの策定

本市の公共施設は、市民の生活の営みや産業・経済の活動を支えるとともに、本市の景観をリードする役割を果たしています。今後は、さらに景観に配慮した公共施設の整備等を行うため、景観形成の指針を定めたガイドラインが必要となります。

このため、景観計画及び景観条例にもとづいて公共施設に対する景観ガイドラインの策定を行います。

●公共施設景観ガイドラインの基本構成（例示）

本ガイドラインは、「ガイドラインの活用方法」や「基本事項」、「景観形成指針」を基本構成として、次のような策定項目を例示します。



(2) 市民等への啓発・支援

① 市民等への景観に関する情報提供

市民等が景観形成の理解を図り活動を行うためには、景観に関する情報収集が必要です。市民等に必要な景観情報について、市の広報誌やホームページなどの活用を行います。

● 広報誌やホームページなどの活用

市民等が景観に関する情報収集と理解を深めるため、市の広報誌やホームページなどを活用し、景観独自の情報提供を行います。

例えば、「景観まちづくり基本計画」のほか、すでに策定されている「景観基礎調査」や、今後における「景観計画」、「景観条例」、さらには「民間施設に対する景観ガイドライン」、「公共施設に対する景観ガイドライン」などについての情報提供が重要となります。

また、景観形成の関心や知識などを深めるために必要な情報提供を行います。例えば、市の景観を代表する、又は特徴的な景観資源についての情報資料です。

- 水：利根川、印旛沼、手賀沼など
- 里山：田園、集落、谷津など
- 歴史：寺社、貝層、古墳群など
- 市街地：ニュータウンの住居施設、商業施設、業務施設など

＜例示：埼玉県三郷市ホームページより＞



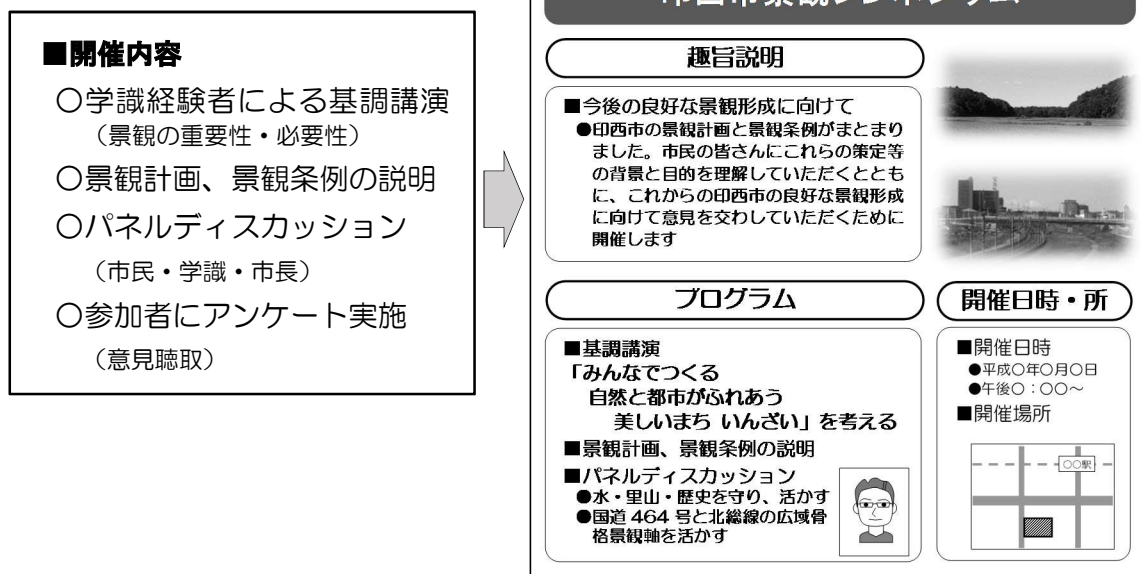
② 景観シンポジウム、勉強会等の開催

景観シンポジウムや景観についての勉強会等は、景観形成の理解を深めるための有効な手法のひとつです。景観計画や関連計画などの策定を機に景観シンポジウムや勉強会等の開催、市民が地域を歩きながら景観資源を発見するような機会と場を設けます。

●景観シンポジウムの開催内容（例示）

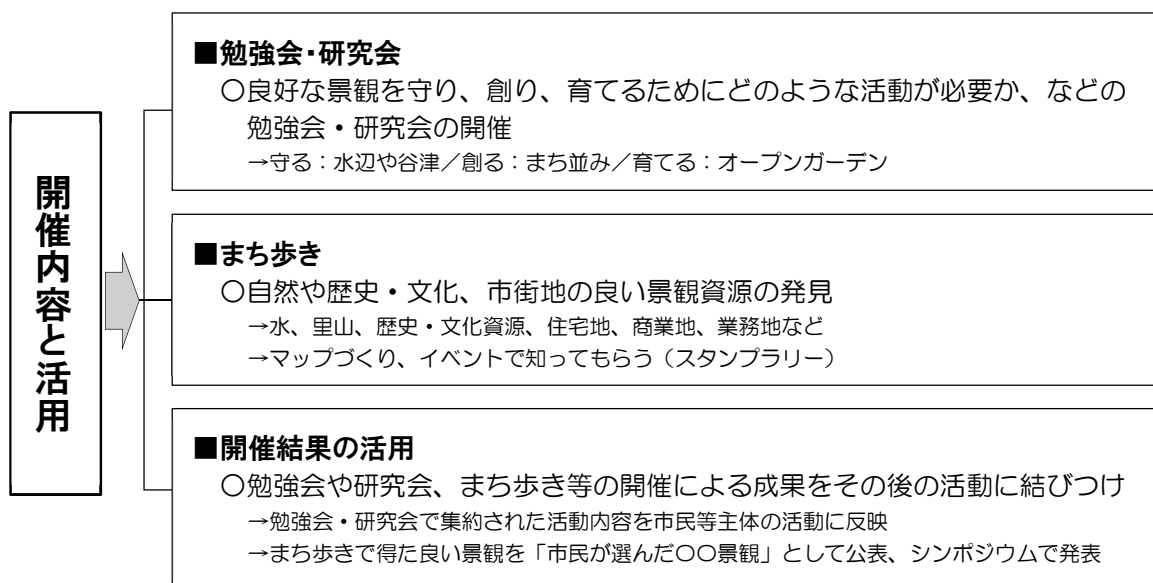
景観の理解や景観形成について公開の場で討論会を行うため、「基調講演」や「景観計画、景観条例の説明」、「パネルディスカッション」などを次のように例示します。

【景観内容とポスター】



●勉強会・研究会・まち歩き等の開催（例示）

市民等による景観形成に関わる勉強会や研究会、まち歩き等の開催は、本市の水・里山・歴史などの景観資源の知識を広げ、これらにつつまれた都市の中で美しくすみ続けることの意識を高めることにつながります。そのため、次のようなことを開催します。



③ 景観顕彰制度の実施

景観形成を広げていくためには、市民等の景観への関心や意識高揚を図ることが重要となるため、良好な景観形成の模範となる建築物等の権利者や良好な景観形成に取り組んでいる市民等を対象とした景観顕彰制度を定めます。

● 顕彰の部門、対象等（例示）

良好な景観形成に対する市民等の意識高揚を図るため、次の部門の表彰の対象について例示します。

景観顕彰の部門と表彰対象	部門	表彰対象
	○建築物等・緑部門	良好な景観を創出する『建築物、工作物、緑』 →住宅、商業・業務施設、工業施設、伝統的建築物 →垣、柵、塀、擁壁 ※ →庭、屋敷林、オープンガーデン ※ →イルミネーション ※敷地の境界部の景観形成が重要
	○眺望部門	良好な景観が見られる『眺望』で、公共の場所において近くから遠くを見渡したもの →谷津、田園、印旛沼、利根川、手賀沼への眺望 →河川・道路・鉄道軸への眺望 →市街地への眺望、筑波山、富士山への眺望
	○活動部門	良好な景観の保全又は創出に係る『活動内容』 →道路、公園、河川等、調整・調節池や谷津、樹林地の緑の育成、維持管理、清掃活動

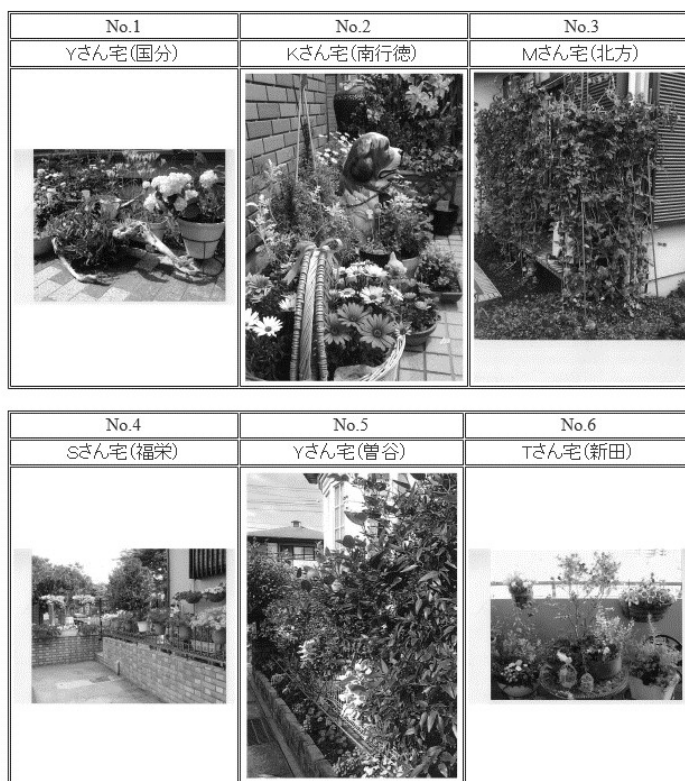
○市川市のガーデニングコンテスト（例示）

市川市は、ガーデニング・シティ「いちかわ」の取組みの一環として、ガーデニングコンテストを実施しています。

対象は、市内を舞台としたガーデニング（個人、団体、事業者）で、応募者自身の手により維持管理しているものとしています。

このほか、夜間景観として冬の風物詩ともいえる住宅街や商店街などのイルミネーションを対象として、コンテストを実施しています。

＜ガーデン部門の応募作品（2016年、市川市HPより）＞



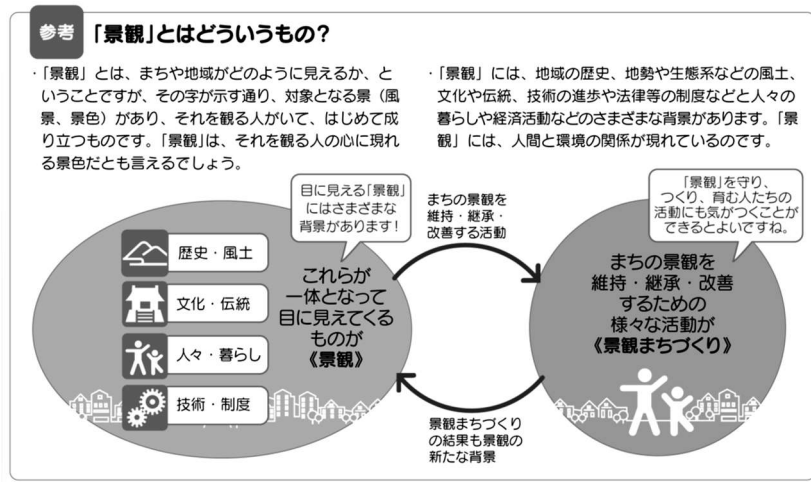
④ 景観学習の実施

今後の本市の美しい景観を守り、創り、育てる担い手は、地域の子どもたちであり、子どもの頃から地域の良好な景観に対する意識を高め、育むことが重要となります。このため、小・中学生の頃から景観形成について学び、親しむ機会と場を設けます。

●「景観とは何か」を学ぶ

「景観とは何か」を地域との関係で学習することが重要です。地域の歴史や風土、伝統・文化、人々の暮らしなどと景観資源等を対比しながら理解を深めてもらうような機会や場を設けます。なお、景観まちづくり基本計画は学習の副読本として活用することができます。

＜例示：国土交通省「学校における景観まちづくり学習の手引き」より＞

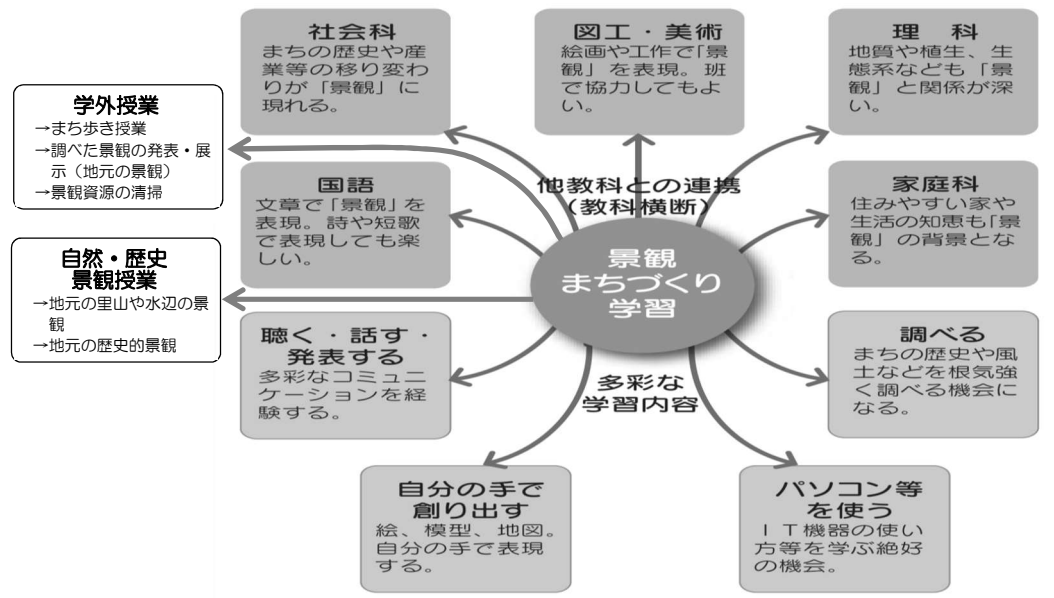


●他教科等との組み合わせで学ぶ

景観学習を他の教科等との組み合わせで行うことも理解を深める方法のひとつと考えられます。例えば、学外授業では地元のまち歩きを行いながら、調べた景観資源の発表・展示を行い、自然・歴史景観授業では地元の谷津や田園、水辺などの自然景観を、また寺社や貝層、古墳群などの歴史資源を把握できるような、そして国語では校歌の歌詞に出てくる自然資源や風景と景観の関係を学ぶこと、などがあげられます。

＜例示：国土交通省「学校における景観まちづくり学習の手引き」より＞

（学外授業と自然・歴史景観授業は、本計画として追記）

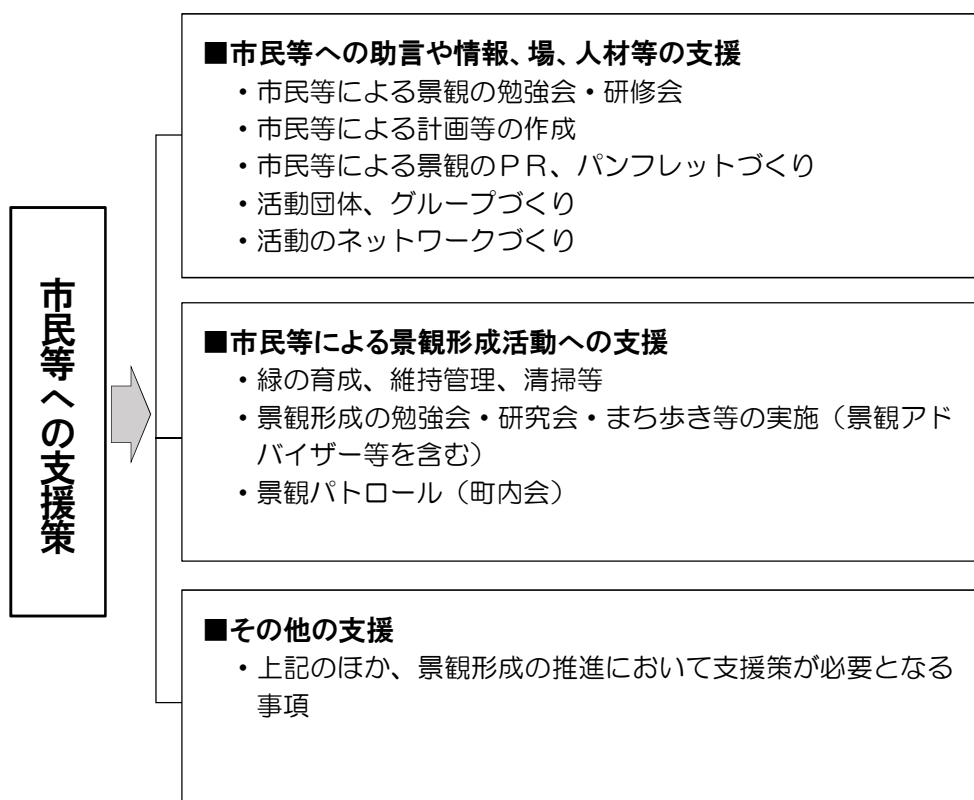


⑤ 景観形成と取組みへの支援策

本市においては市民等による景観形成に関わる活動や取組みが行われています。景観計画の運用段階においては、市民等による景観形成や取組みがさらに促進されるよう、必要な場や情報提供、技術的な助言などの支援を行います。

●市民等への支援策（例示）

市民等が主体的に景観形成やその取組みが促進されるように、次のような「市民等への助言や情報、場、人材等の支援」や「市民等による景観形成活動への支援」、「その他の支援」を行います。



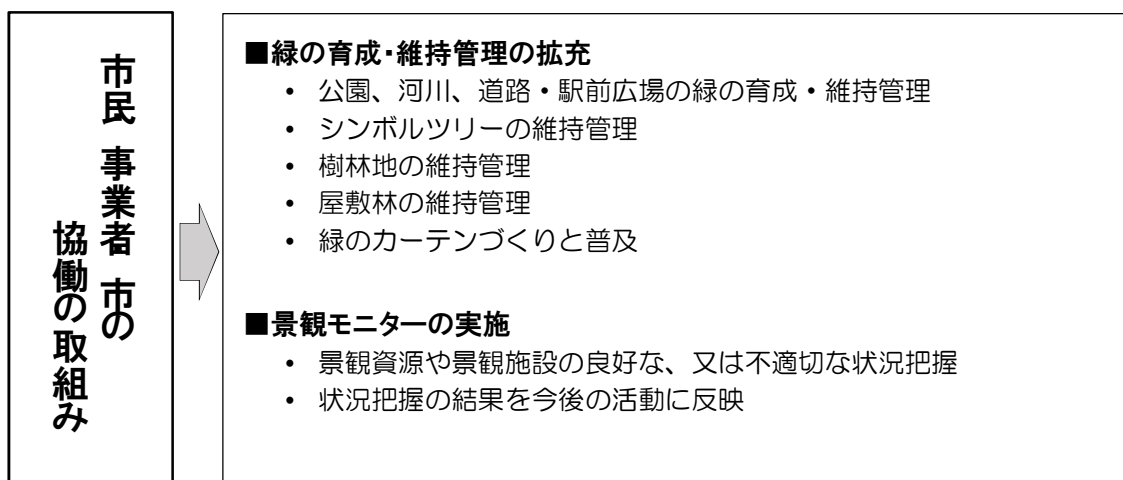
(3) 市民・事業者・市の協働による取り組み

① 緑の育成・維持管理の拡充

良好な景観資源や景観施設を形成するとともに、これらを育成し維持していくための市民・事業者・市の協働の取り組みが重要となります。今後において、拡充することが重要な緑の育成と維持管理などの取り組みを定めます。

●緑の育成・維持管理と景観モニター（例示）

これまでの取り組みを含め、市民・事業者・市による協働の取り組みの拡充を図るため、次のような緑の育成・維持管理と景観モニターを行います。



●柏市の「カシニワ」制度（例示）

この制度は、柏市内で市民団体等が手入れを行いながら主体的に利用しているオープンスペース（樹林地や空き地等）並びに一般公開可能な個人の庭を「カシニワ＝かしわの庭・地域の庭」と位置付け、カシニワへの関りを通じて、みどりの保全・創出、人々の交流の増進、地域の魅力アップを図っていくことを目的として実施しています。

■カシニワの三つの取組み

○カシニワ情報バンク

- ・みどりの保全や創出のために、土地を貸したい土地所有者、使いたい市民団体等、支援したい人の情報を集約し、市が仲介を行うこと

○カシニワ公開

- ・オープンガーデンや誰でも利用できる地域の庭のこと（個人の庭）

○カシニワ・スタイル

- ・広場やお庭を使った緑の楽しみ方を情報提供していただき、ホームページ等で紹介

カシニワ情報バンク

カシニワはみなさんのお集まりや情報交換の場として生まれます。
この出会いの場を「カシニワ情報バンク」と名づけました。ぜひご利用ください。

●土地情報●



**土地
使ってください**

林や空き地など
管理に困っている土地を
登録しませんか。

●団体情報●



**土地
使わせてください**

里山、広場、花壇、果樹、
仲間と一緒に
作ってませんか。

●支援情報●



**あげます
ください**

環境や農業士、あげます。
苗づくりのアドバイス
してください。etc
カシニワを支援したい
してほしい方はこちら。

公開しています

公開しているカシニワは大きく分けて3つのタイプ。
みんなで庭を作り出す「地域の庭」と
ほんらい自分たちだけの庭を周囲に公開する
「オープンガーデン」。

みんなのカシニワ
地域の庭

みんなでお手入れしている
広場、花壇、林を一般公開しています。



身近なカシニワ
オープンガーデン

庭を一般公開すれば、まわりに情報が
おすそ分けできるという賞状から生まれました。
あなたの庭も、ぜひオープンガーデンに
登録してください。



カシニワ・スタイル

自分で思いっきりさまざまなイベントを
主催して楽しむ、それがカシニワ・スタイル。
どんなことができるのかという方に、これまでの事例を
ご紹介しています。実際のサポートもしています。

広場を使って

カシニワを気軽に集って
事例集を参考に、イベントを主催しちゃおう。
名づけて「ふらっと広場」にお気軽にお問合せください。



お庭を使って

草木花壇、隠れたて野原のバーベキュー
お祭りイベント、ハーブフェス
ガーデニング、オーズやソーセージのくんせい。
気軽に庭を使って
「ふらっとガーデン」のイベントを開催しよう。



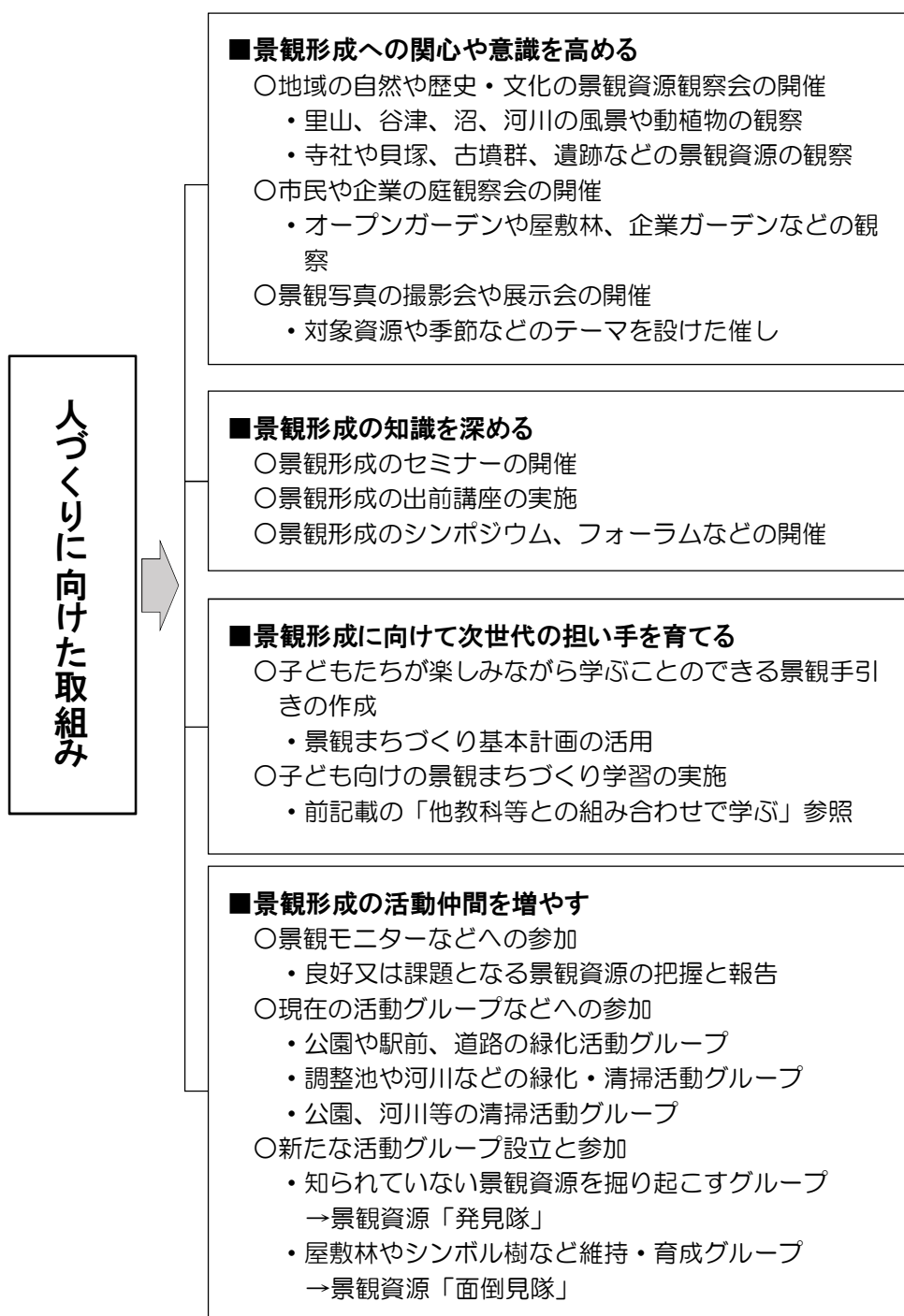
69

② 市民等による景観形成活動のための人づくり

景観形成を推進していくためには主体的に活動を行う人材が必要となります。すでに景観形成の活動に取り組んでいる市民等のほか、今後において市民等自らが景観形成活動に参加・協力していけるような人づくりを行います。

●景観形成活動に向けた人づくり（例示）

景観形成活動に向けた人づくりは段階的に取り組むことが重要です。まず、景観形成に対する関心や意識を高め、次に関心や意識を持った人に景観形成の知識を深めるための取組みが重要です。そのうえで、市民自らが景観形成の活動に加わるための仲間づくりへと展開させることが必要となります。景観形成活動のための人づくりに向けた次のような取組みを行います。



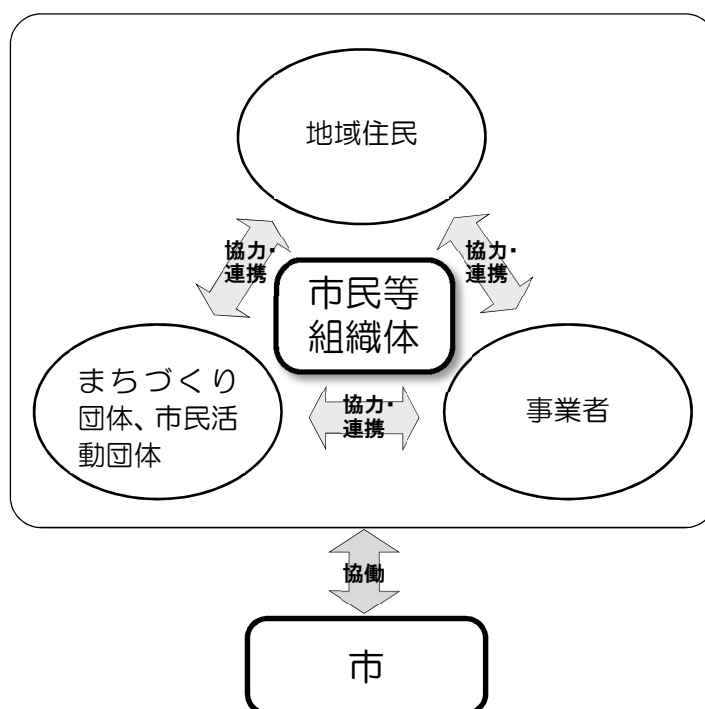
③ 市民等の景観形成取組体制づくり

景観形成を推進していくうえでは、市民等が個々に活動を行うとともに、各主体が協力・連携をしながら活動を展開するための組織体が重要となります。地域住民やまちづくり団体・市民活動団体、事業者が協力・連携して活動が行えるような市民等の景観形成取組体制づくりを支援します。

●市民等の景観形成取組体制（例示）

景観形成の活動を地域住民やまちづくり団体・市民活動団体、事業者が協力・連携して取り組む組織を設立し、市と協働により景観形成を推進できる取組体制図を例示します。

＜市民等の景観形成取組体制図＞



●市民等の取組みを支える方法（例示）

景観形成の活動を行うためには、一定の資金等が必要になります。また、活動を支えるマンパワーも重要です。これらの確保について例示します。

■資金等の確保

- 公共地での収益活動
 - ・朝市、フリーマーケット
 - ・公園でのカフェ
- 企業のCSR（地域社会への貢献）の資金活用
- 公益活動への助成金

■マンパワーの確保

- 事業者の積極的なCSR活動を促す
- 各種イベントなどを通じての新たな人材の募集や育成

④ 市の景観形成取組体制づくり

今後の景観行政は、市民等との協働による取組みが重要であるとともに、景観アドバイザーや景観審議会の助言、答申を受けながら景観形成を推進していくことが必要となります。また、景観形成推進の役割を担うとともに、庁内におけるこれらの設置と景観担当を中心とする取組体制を次のように例示します。

●景観アドバイザーの設置

景観形成における技術的な助言等を受けるために景観アドバイザーを設置します。

●景観審議会の設置

景観条例にもとづいて、景観形成に関する重要な事項を審議する景観審議会を設置します。

●（仮称）景観行政調整会議の設置

景観行政は、庁内関係部署と調整しながら推進する必要があります。景観行政を総合的、且つ体系的に行うため、庁内関係部署相互の調整の場として「（仮称）景観行政調整会議」を設置します。

＜市の景観形成取組体制図＞

